

令和6年 第4回 教育委員会会議録	
1. 開会日時	令和6年4月16日(火) 午後4時30分
2. 場 所	対馬市交流センター3階 第6会議室
3. 出席委員	一宮委員、佐伯委員、齋藤委員、早田委員
4. 出席者	中島教育長、扇教育部長、扇次長兼教育総務課長、坂本学校教育課長、財部生涯学習課長、田中文化財課長
5. 会議書記	原田課長補佐
6. 閉会日時	令和6年4月16日(火) 午後5時30分
7. 議 事	
日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期日程の決定
日程第 3	教育長諸報告
日程第 4	議案第10号 対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第11号 対馬市文化財保護審議会委員の委嘱について
日程第 6	報告第 6号 令和6年度島っこ留学生の決定について
日程第 7	報告第 7号 対馬市部活動の在り方に関する検討委員会第2次提言について
日程第 8	報告第 8号 要保護及び準要保護児童生徒の認定等について
日程第 9	その他

中島教育長	<p>ただいまから、令和6年第4回対馬市教育委員会会議を開会いたします。議事の進行につきましては、対馬市教育委員会会議規則により進めたいと思います。</p> <p>それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。今回の会議録署名委員は、佐伯委員さんと早田委員さんを指名します。よろしくお願いいたします。</p>
佐伯委員 早田委員	はい。
中島教育長	<p>続きまして、日程第2「会期日程の決定」でありますがお諮りします。本会議の会期は、本日1日にしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
会場	「異議なし」の声。
中島教育長	<p>異議なしのようです。したがって、会期は本日4月16日の1日とします。会議運営につきまして、ご協力をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第3「教育長諸報告」を行います。資料の2ページをお願いいたします。</p> <p>前回の教育委員会会議以降の動きについて報告します。</p> <p>29日は、市職員の退職辞令交付式が厳原庁舎で行われました。その後、南地区教育事務所、峰行政センターの順に回り、教育委員会関係の退職辞令交付式を行いました。</p> <p>年度が変わって4月1日は、市職員の辞令交付式が厳原庁舎で行われました。その後、峰行政サービスセンターにおいて、教育委員会関係の辞令交付式を行いました。</p> <p>また、その日の午後に対馬高校の柏田伸司校長先生と、豊玉高校の松添秀喜校長先生がご挨拶に来庁されました。</p> <p>翌2日は、新補の校長先生の学校を回り、辞令を交付しました。学校は、豆酏中学校、厳原小学校、美津島北部小学校、東小学校、東部中学校の5校です。</p> <p>4日は、阿比留圭嗣校長会長を始め、4名の校長会役員がご挨拶に来庁されました。</p> <p>同じ日に、虹の原分教室の部主事の伊藤智廣先生を始め、6名の先生方がご挨拶に来庁されました</p> <p>5日は、第1回園長会と幼稚園合同研修会を開催しました。鶏鳴幼稚園には、松村義弥先生が着任されております。比田勝こども園は、園長先生が不在の状況となっており、正式決定するまで、原藤男先生にお引き受けいただいております。</p>

	<p>同日の午後には、対馬北警察署の渡木英生署長さんと、相川亮二警務係長さんをご挨拶に来庁されました。</p> <p>7日は、交流センターで開催された対馬市退職校長会の定期総会に出席し、教職員の人事異動の状況など、本年度の教育概況を説明させていただきました。</p> <p>11日は、豆酩地区において、豆酩小学校及び豆酩中学校の統合に関する説明会を開催しました。今後の児童生徒数の状況を考えると、統合もやむを得ないというお考えの方が多いようですが、閉校を令和6年度末にするのか7年度末にするのかについては、保護者の皆さんの意見をもう少し集約させてほしいとのご意見もあり、今回の説明会においては、結論に至っておりません。</p> <p>12日は、人権擁護委員会の一宮義幸会長さんと、法務局の山下恭司支局長さんをご挨拶に来庁されました</p> <p>13日は、未来共創フェロー委嘱式と対馬市市制施行20周年記念式典に出席しました。赤米諮問大使の相川七瀬さんが、新たに未来共創フェローに就任されています。期間は、令和7年度末までです。</p> <p>本日16日午前、新補管理職研修会に出席しました。本年度は、小学校2名、中学校2名の校長先生、小学校4名、中学校1名の教頭先生が新たに管理職員として着任されております。</p> <p>以上で報告を終わります。報告事項について何か質疑等がございましたら、「その他」の項でお受けしたいと思います。</p> <p>続きまして、日程第4、議案第10号「対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
扇課長	教育長、教育総務課長。
中島教育長	教育総務課長。
扇課長	<p>それでは、ただいま議題となりました議案第10号「対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例について」の説明を申し上げます。資料は3ページ、4ページ、新旧対照表は、5ページ6ページとなります</p> <p>今回の改正は、対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例案を対馬市議会に提案することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。別表の現行41の項と46の方を削り、それぞれ項を繰り上げるものです。41、46の教職員住宅は、豊玉町曾に所在する旧乙宮小学校の教職員住宅であります。乙宮小学校が閉校となった後、</p>

	<p>今のところ教職員が居住する予定がありませんので、用途変更をし、今後、移住定住促進住宅として使用するため、所要の改正を行うものです。今回、2棟2戸を条例から削除すると、教職員住宅は条例上、96棟と165戸となります。</p> <p>なお、附則として条例の効力を発生させる施行日を、令和6年7月1日としております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の上、決定いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
中島教育長	はい。説明が終わりましたので、審議方よろしくお願いいたします。
佐伯委員	はい、すみません。
中島教育長	佐伯委員さん、どうぞ。
佐伯委員	小綱の住宅は、まだ残るのでしょうか。
扇課長	教育長、教育総務課長。
中島教育長	教育総務課長。
扇課長	小綱の住宅につきましては、先生の入居はありませんが、一般の方がまだ入居されている状況で今は残しております。
佐伯委員	はい。
中島教育長	佐伯委員さん、どうぞ。
佐伯委員	なるほど。ということは今回のものについては、市長部局に渡して移住定住促進住宅にはするけれども、今住んでらっしゃるところはそういうことができないから、まだ教育委員会で管理をしているということですね。
扇課長	教育長、教育総務課長。
中島教育長	教育総務課長。
扇課長	そうですね。今後も先生方の入居の予定がないということになると、一般の方のみの入居になってますので、一般住宅、市営住宅の方へ転用する方針です。
佐伯委員	わかりました。ありがとうございます。
中島教育長	ほかに質疑、ご意見等はありませんか。
一宮委員	はい。
中島教育長	一宮委員さん、どうぞ。
一宮委員	現在は入居者がいなくても、また必要なときが来るかもしれないということで管理されているわけですね。現時点ではですね。40も41も、今は入ってないけども、将来的にそういうふうなことをお考えになってるということですね。

扇課長	教育長、教育総務課長。
中島教育長	教育総務課長。
扇課長	方針としてそうなっています。
一宮委員	はい。
中島教育長	一宮委員さん、どうぞ。
一宮委員	わかりました。できれば教職員もそこに入居して、地域に根ざした教育をしていただけたらありがたいですね。
中島教育長	ほかにございませんか。
会場	ありません。
中島教育長	では、ほかには質疑等もないようですから、これから議案第 10 号を採決します。お諮りします。議案第 10 号「対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声。
中島教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 10 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、日程第 5、議案第 11 号「対馬市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。 事務局から提案理由の説明をお願いします。
田中課長	教育長、文化財課長。
中島教育長	文化財課長。
田中課長	ただいま議題となりました議案第 11 号「対馬市文化財保護審議会委員の委嘱について」の提案理由をご説明いたします。資料は 7 ページ、8 ページになります。 対馬市文化財保護審議会の委員が、本年 4 月 30 日に任期満了を迎えるにあたり、次期委員を委嘱するものです。 対馬市文化財保護条例第 6 条第 2 項において、委員は学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱すると規定されております。8 ページに記載している名簿のとおり、委嘱を考えておりますので、承認を求めるものです。 なお、任期は、令和 6 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までの 2 年間となっております。 表記してます 10 名全員が再任となります。 以上で説明を終わります。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

中島教育長	はい。説明が終わりましたので、審議方よろしく願いいたします。 質疑意見等ございませんか。
田中課長	教育長、文化財課長。
中島教育長	文化財課長。
田中課長	申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いいたします。 名簿の中で任期の欄になりますが、令和6年5月1日から令和7年4月30日までになっているので、これを令和6年5月1日から令和8年4月30日までの2年間に訂正をお願いいたします。
中島教育長	質疑、意見等はございませんか。
会場	ありません。
中島教育長	それでは、質疑等ないようですので、これから議案第11号を採決します。お諮りします。議案第11号「対馬市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声
中島教育長	異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり承認されました。 続きまして、報告第6号「令和6年度島っこ留学生の決定について」を議題とします。 事務局から報告をお願いします。
扇課長	教育長、教育総務課長。
中島教育長	教育総務課長。
扇課長	はい、それでは報告第6号、令和6年度島っこ留学生の決定について説明いたします。 対馬市島っこ留学推進事業における里親及び留学生の決定について、対馬市島っこ留学推進協議会から提案がありましたので、別紙のとおり報告いたします。資料につきましては、10ページと別冊資料によって説明させていただきます。 なお、別冊の資料につきましては、会議終了後に回収させていただきますので、ご了承願います。 それでは、本資料の10ページをご覧願います。 まず、島っこ留学里親及び留学生の終了につきましては、令和6年2月29日に開催いたしました第3回島っこ留学推進協議会で、別紙のとおり終了となりましたので、報告いたします。 次に、今年度より導入となった孫戻し留学制度による島っこ留学生の決定については、同じく令和6年2月29日に開催いたしました第3

	<p>回島っこ留学推進協議会において、対象者拡大に伴う取扱規程を制定し、3月5日から募集を行ったところ、別紙に記載の6名の申請がありました。</p> <p>なお、推進協議会を招集する暇がなかったため、書面決議とし、委員全員の承認をいただき決定いたしましたので、対馬市島っこ留学実施要綱第2条第2項の規定により教育委員会に報告するものでございます。受け入れの学校につきましては、金田小学校1名、比田勝小学校2名、厳原中学校2名、仁田中学校1名となっております。その内、きょうだい2組ありまして、市内4世帯で6名の受け入れとなります。簡単ですが、以上で報告を終わります。</p>
中島教育長	はい、報告終わりましたが、この件に関して質疑等ございましたらお願いいたします。
佐伯委員	すみません、佐伯です。
中島教育長	佐伯委員さん、どうぞ。
佐伯委員	はい、10ページの島っこ留学生の決定についての表で、その他の欄に「きょうだい児有り」と記載されていますが、ちょっとわからないなと思ひまして質問させていただきました。
扇課長	教育長、教育総務課長。
中島教育長	教育総務課長。
扇課長	はい、1番目と2番目がきょうだいで、3番目と4番目がきょうだいということです。
佐伯委員	わかりました。それと直接関係ないですけど、改めて久根浜にお住まいの場合は、厳原中学校に通学することになるんですね。大変ですね、でも、今後は、この距離感がスタンダードになっていく可能性もあるかもしれないということですよ。すみません、感想でした。
早田委員	はい、いいですか。
中島教育長	早田委員さん、どうぞ。
早田委員	孫戻し留学についてですが、3月時点で対馬の学校に通っていたのですか。
扇課長	教育長、教育総務課長。
中島教育長	教育総務課長。
扇課長	<p>本年度に限りこの4月以前に、既に対馬市内に在学していた子供たちも対象にするということで、申請をしていただきました。</p> <p>よって、この6名については、既に令和5年度時点で市内の学校に通っていましたが、条件は規定どおりお父さん、お母さんは市外に居住されてい</p>

	て、おじいちゃん、おばあちゃんの家から学校に通っている子供たちです。
早田委員	1つ確認で、島外からの希望はなかったのですね。
扇課長	はい、そうです。
早田委員	わかりました。
中島教育長	ほかに意見等はございませんか。
会場	ありません。
中島教育長	<p>質疑等ないようですから、報告第6号「令和6年度島っこ留学生の決定について」の報告は終了いたします。</p> <p>続きまして、日程第7、報告第7号「対馬市部活動の在り方に関する検討委員会第2次提言について」を議題とします。</p> <p>事務局から報告をお願いします。</p>
坂本課長	教育長、学校教育課長。
中島教育長	学校教育課長。
坂本課長	<p>それでは、資料の11ページをお願いします。</p> <p>対馬市部活動の在り方に関する検討委員会から第2次提言が提出されましたのでご報告いたします。報告第7号別冊をご覧ください。</p> <p>令和4年度に対馬市の部活動の在り方に関する検討委員会を立ち上げ、協議内容をまとめたものを第1次提言として1年前の本会議において報告いたしました。</p> <p>令和5年度は、運動部活動だけでなく、文化部活動の関係者も加えて地域移行に向けての協議を行っていただき、その協議内容のまとめとして、令和6年3月に第2次提言を教育委員会事務局へ提出していただきました。</p> <p>提言の概要についてご説明いたします。</p> <p>1.部活動の意義と課題の中で、従来から言われている部活動の意義や、現在の学校部活動が抱える課題が確認されています。昨年度からの変更点としましては、文化芸術活動にも触れられている点でございます。</p> <p>次に、2の地域移行の目指す姿では、国や県の移行の方針を受けて、対馬市として地域移行を進めていく大きな筋道が示されております。</p> <p>次に、3の改革の方向性は、地域移行を進めていくための目標スケジュールなど具体的方策がまとめられています。令和7年度から移行できる学校から地域移行を進め、8年度に完全実施の計画となっております。</p> <p>4の課題への対応については、今後、地域移行を進めていく上で、課題として考えられることについてご意見をいただいております。運営主体、指導者、活動場所までの移動については、第1次提言と同様でございます。</p>

	<p>ます。</p> <p>課題としては、スポーツや文化芸術との連携において、人材バンクの作成が必要であること。会費や保険については、困窮する家庭の支援が必要であるということ。それから地域への周知等について、指摘がなされております。</p> <p>教育委員会事務局としては、検討委員からの第1次提言及び今回の第2次提言を受け、休日の部活動の地域移行についての準備を進めていきたいと考えております。今後さまざまな競技団体や、中体連、保護者、生徒、地域への周知、協議等が進んでいくものと思われまます。</p> <p>以上で対馬市の部活動の在り方に関する検討委員会からの第2次提言に関する報告を終わります。</p>
中島教育長	はい、報告終わりましたが、この件に関して質疑等ございましたらお願いいたします。
佐伯委員	質問いいでしょうか。
中島教育長	佐伯委員さん、どうぞ。
佐伯委員	はい。休日から段階的に地域移行ということなんですけれども、休日に学校を使う場合にも問題が起こった場合には、学校が責任を負うことにはなるのでしょうか。
坂本課長	そうですね。休日の部活動は、学校の部活動ではなくなって、社会体育としての活動になっていくので、これは生涯学習課の管轄になっていくのかなと考えています。
佐伯委員	なるほど、そうですね。それと方向性は少し違うのですが、保護者の協力体制、協力できないで軋轢が生まれないといいないうところはですね、ちょっと不安だなと感じました。
	はい、以上です。
中島教育長	ほかにごございましたらお願いします。
一宮委員	はい。
中島教育長	一宮委員さん、どうぞ。
一宮委員	質問の前に言葉の確認で、部活動というのと、クラブ活動や地域クラブ活動があるんですけど、使い分けを現在はどうしてるのかを教えてください。
坂本課長	現在は、部活動ですね。中学校で行っているのは、部活動。これが週休日に地域に移行した場合は、クラブ活動になります。令和8年度から完全に週休日移行したとしても、しばらくは部活動とクラブ活動が混同する形になっていくと思うんですね。完全に週休日以外も平日の

	<p>日も移行してしまえばクラブ活動という言い方でいいんじゃないかなと思うんですけど、それまでの間は、2つが混同していくような形になるかと思います。</p> <p>検討委員会の方から1次提言、2次提言を受けたんですけども、この内容は大卒なのでこれから作り出していけないといけないものがまだまだたくさんあります。今後、教育委員会事務局が主としてやっていたかなければいけないんですけど、先ほど申し上げましたけど、いろんな団体とお話をしたり、地域と話をしたり、保護者と話をしたりしながら作り上げていかなければいけません。</p>
齋藤委員	はい。
中島教育長	齋藤委員さん。
齋藤委員	今、対馬市では、厳原FCというサッカー部がもう何年も前からクラブチームとして活動しているので、その関係者に意見を聞くとかですね、そういうのもあってもいいのかなと思います。サッカー部以外にもあるかとは思いますが。
坂本課長	教育長、学校教育課長。
中島教育長	学校教育課長。
坂本課長	<p>そうですね。いろんな情報を集めながら進めていかなければいけないなと思っています。それから県の中体連の方も、その出場枠をどうしようかということで、まだはっきりした回答がない状況なんですね。例えば昨年度で言えばですね、クラブ活動で登録している子供は、県中総体に出場するために、クラブチームだけの予選会をして中総体に出場しています。学校の運動部活動は、例えば対馬市だったら対馬市の予選をして勝ち抜いたところが出場している状況なんですね。それを県中体連の方は、クラブ活動も含めて、対馬市で一緒に予選会ができないかというところを模索をしているようです。そういったところも含めてまだはっきり決まってないところがたくさんあって、動くのもちょっと難しいし、チームを作っていくのも難しい状況がまだあるんですね。</p>
齋藤委員	サッカーに関してなんですが、去年は壱岐に4チームぐらい集まって予選会が行われました。今年は、平戸に行くようです。
坂本課長	令和6年度までは、昨年度と同じやり方の県中総体の開催だそうですね。令和7年度からはどうするかっていうのはまだ決まってないみたいですね。
佐伯委員	そんなふうになってくると基金の運営にも影響が出てきますよね。

坂本課長	中体連に予算をたくさんいただいているんですけど、クラブチームにもそれが適用できるのかとかですね、そういった問題もいろいろあります。
早田委員	競技人口が減ってるので、だから話が出るんだから、学校単位の部活だけではなくて、こういう地域のクラブにも補助していかないと、結局、チームが編成できないんだから。だからそちらもとおしていかないといけない時期に来てると思っています。特に離島僻地部はですね。
一宮委員	昔の部活動は、全員が参加していたと思いますが、今は希望制の学校があるみたいなんですね。参加していない子供たちもどこかに、例えば文化的なものだったり、どこかに所属するというイメージを持っていいのか。いや、現在のままの希望制で、運動も文化的なものもしない中学生もでてくるのか、どんなふうにつまえばいいのでしょうか。
坂本課長	希望するものです。
一宮委員	ということは、子供の数は、少なくなっている。希望する子供たちも少なくなるって将来もあるわけですよ。そうすると、ますますこれから将来の子供たちってなんでも希望になってしまうから嫌なことからは逃げてしまうと。耐性というのか、そういうところがなかなか育てにくいですね。
早田委員	はい。これは、十把一絡げに話をしたら、絶対間違える話なんですよ。確かに耐性を育てるためには、ある程度強制して、強制してって言ったらかおかしいんですけど、進めてですね、君は頑張れそうだからやってみるか、という感じで進めていって、その子が OK ならばいいですよ。 ところが強制して、十把一絡げにですね、やってしまうと問題が生じてきて、私の前の仕事みたいな、そういう不登校の子たちを作ってきたわけです。またブラック企業とか、そういう仕事のいろいろな問題で自殺に追いやったりしてるわけですよ。そういう時代背景があって今があるわけで、だから中学校のクラブをこういうふうに、自由選択っていうふうに、これはもう人権を考えれば当たり前のことなんですよ。 でも、だからといってそれなら自由自在でいいのかって言ったら、一宮委員が言うように、ある程度はその子にとってできるものはさせた方がいいのかなとは思っていますよ。でも、また戻しますけど、その子その子で進めていいのか、そうじゃないのかをやっぱり私たち大人や指導者が見ていけなくちゃいけないんじゃないかなと。全部やれって

	いう時代ではないと思う。
中島教育長	全ての学校が奨励はしても強制ではないと思う。
早田委員	奨励はした方がいいと思います。 実際みちしるべに来てる子供でも、部活で行けなくなったっていう事例もあります。
一宮委員	その部活で行けなくなったっていう言葉よりも、やはりその部活の中での人間関係とか、指導者とうまくいかないとか、ちょっと担任の先生とうまくいなくて学校行けない子供さんもいらっしゃるみたいだからこそ、地域移行したときの、指導をしてくださる方とかが、ここにも書いてありましたけど研修が必要等々、やっぱりものすごくそういうふうな部分のエネルギーを使う政策だなんて思いますね。
中島教育長	こういう話をするときによく最近出るのは、もう少し運動部だけではなくて文化部の方の充実も1方法として考えられるかなということが出てますね。最近の子供たちはeスポーツとかですね、あとはプログラミングをするとかですね、そういうことに活路を見いだす方法があるのではないかという意見も出たりしますね。運動部だけにこだわるんじゃないくて。
早田委員	ダンスも対馬で活発になってきていますよね。結構いいステージに立ってる子供たちもでてきてるので、そういうやっぱり従来のスポーツ的な運動部だけじゃなくてそういう文化的なものでも子供たちのやる気を作ればですね、活動ができれば、そういう耐性とか、そういうものも鍛えられていくんじゃないかなと思いますけどね。
中島教育長	学習指導要領に実は部活動が書いてあるんですよ。総則の中です。2027年ぐらいに次の指導要領の案が示されると思いますので、多分、今、国がそれをどう表現するかというのは検討されているのではないかと思います。これまでのような表現ではなくなってくると思われ。それも一つの指針になるかなと思いますけど。ほぼこの内容も国や県が既に考えていることをベースにしてありますけども、しばらくは学校部活動をなくさずに残すという方針を出している自治体も既にあるようですが、いろんな動きがあってますしその辺りも参考にしながら進めていかないといけないと思っています。 とりあえず今日は、第2次提言をいただいたことについての報告をさせていただきました。 ほかにございませんか。
会場	ありません。
中島教育長	では報告第7号、対馬市部活動の在り方に関する検討委員会第2次

	<p>提言についての報告は終了いたします。</p> <p>日程第 8、報告第 8 号「要保護及び準要保護児童生徒の認定等について」を議題とします。</p> <p>事務局から報告をお願いします。</p>
坂本課長	教育長、学校教育課長。
中島教育長	学校教育課長。
坂本課長	<p>それでは、資料 12 ページをご覧ください。</p> <p>経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒について、対馬市就学援助事務取扱要綱の規定により要保護及び準要保護児童生徒として認定等を行ったので報告をいたします。</p> <p>資料の 13 ページ、14 ページをご覧ください。</p> <p>なお、別でお配りしております校種別、学校別の児童生徒の氏名等については、別にお配りしている資料をご参照ください。この資料については、この会議終了後に回収いたしますことをご了承ください。</p> <p>今回は、令和 6 年 3 月 1 日現在の認定者数と、令和 6 年 3 月 29 日現在で認定した要保護及び準要保護の人数を報告いたします。</p> <p>小学校の準要保護認定者は、3 月 1 日現在の認定者が 162 名。3 月 29 日現在の新規認定が 1 名で、合計で 166 名です。</p> <p>中学校の準要保護認定者数は、3 月 1 日現在の認定者が 118 名。3 月 29 日現在の新規認定等はありませんでしたので、118 名です。</p> <p>次に、要保護についてです。</p> <p>小学校の要保護の認定者は、3 月 1 日現在の認定者が 12 名。3 月 29 日現在の新規認定はありませんでしたので同じく 12 名です。</p> <p>中学校の要保護認定者数は 3 月 1 日現在の認定者が 11 名。3 月 29 日現在の新規認定等はありませんでしたので同じく 11 名となっております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
中島教育長	はい、報告は終わりましたが、この件に関して質疑等はありませんか。
会場	ありません。
中島教育長	<p>質疑等ないようですから、報告第 8 号「要保護及び準要保護児童生徒の認定等について」の報告は終了いたします。</p> <p>日程第 9、その他の項に移ります。まず、各課の事業予定を報告させていただきます。教育総務課から順に主な内容について報告をお願いします。</p>
扇課長	教育長、教育総務課長。

中島教育長	教育総務課長。
扇課長	資料の 15 ページ、16 ページになります。 まず、5 月 8 日は、九州都市教育長協議会。9 日、10 日が、全国都市教育長協議会が長崎市で開催されます。教育長が出席いたします。 それから令和 6 年度区長会議が、5 月 10 日金曜日に中地区、13 日月曜日に上地区、20 日月曜日に下地区で開催をされます。教育長と教育部長が出席いたします。 5 月 28 日火曜日は、県市町村教委連総会及び県市町教育委員合同研修会が佐世保市で開催されます。会議前にもちよつと話になっておりましたが、本通知がまだ届いてませんので、通知が届き次第委員さんたちに連絡をして取りまとめをしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。 教育総務課は以上です。
坂本課長	教育長、学校教育課長。
中島教育長	学校教育課長。
坂本課長	学校教育関係です。 1 日は、5 月定例校長会です。 7 日は、5 月定例教頭会です。 9 日は、研究主任研修会があります。 10 日は、中堅研関係の校長連絡会議があります。 12 日は、大船越小・中学校の運動会がある予定です。 16 日は、養護教諭・保健主事合同研修会があります。 19 日は、7 つの小学校で運動会が開催される予定です。 20 日は、幼稚園こども園主任研修会があります。 それから 22 日には、4 回目の副読本研修委員会があります。 24 日は、第 1 回学校図書支援員研修会が開催される予定です。 そして 25 日、26 日で、対馬市中学校体育大会球技武道大会が開催される予定です。 29 日に中堅研教育課題研修会があります。 以上でございます。
財部課長	教育長、生涯学習課長。
中島教育長	生涯学習課長。
財部課長	はい、生涯学習課関係の事業についてご説明いたします。 9 日の午後から 10 日の午前中までになりますけども、社会教育担当課長・担当者会議が開催される予定です。 20 日に長崎県公民館連絡協議会の第 1 回理事会が開催される予定で

	<p>す。</p> <p>25 日土曜日におきまして、V ファーレン長崎の方で対馬市サンクスマッチという形で諫早市の方で対馬市の VTR を流していただいて、特産品の販売を行う予定になってます。これは、例年子供たちも招待をされてる事業になるんですけど、新スタジアムが秋口に完成になりますので、そのときに子供たちの招待は行いたいということで、今回は PR だけという形になります。</p> <p>生涯学習課関係は、以上です。</p>
田中課長	教育長、文化財課長。
中島教育長	文化財課長。
田中課長	<p>文化財課関係です。</p> <p>9 日の賀島祭は、ご案内が当初届くというお話で記載してたんですが、今年は案内がないということで不参加です。</p> <p>17 日金曜日に美津島文化会館で、1 回目の文化財保護審議会を開催する予定です。</p> <p>以上になります。</p>
中島教育長	各課の事業予定の報告を終わりましたが、この件に関して質疑等はありませんか。
会場	ありません。
中島教育長	事務局からなにかその他の事項ではありませんか。
会場	ありません。
中島教育長	では、委員さんから何かその他の事項でございますか。
佐伯委員	はい。
中島教育長	佐伯委員さん。
佐伯委員	対馬市 Wi-Fi は教育委員会の担当ではないですね。
扇課長	教育長、教育総務課長。
中島教育長	教育総務課長。
扇課長	フリーの Wi-Fi は市長部局です。
佐伯委員	わかりました。
中島教育長	そのほかにもありませんか。
会場	ありません。
中島教育長	それでは本日の会議はこれで終了いたしますが、次回の会議日程の件で事務局からお願いします。
事務局	次回は 5 月 23 日木曜日、午後 2 時から対馬市役所峰庁舎 2 階第 4 会議室を予定しております。

中島教育長	はい、次回の会議日程について提案がありましたけれども、皆様のご都合はよろしいでしょうか。
会場	はい。
中島教育長	<p>それでは次回の会議を5月23日木曜日に開催いたします。開始時刻は午後2時から対馬市役所峰庁舎2階第4会議室の予定ですが、後日、事務局から改めて通知をいたします。</p> <p>これで本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。以上で令和6年第4回対馬市教育委員会会議を閉会します。お疲れさまでした。</p>
会場	お疲れさまでした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

委 員 (自署)

委 員 (自署)